

地域気候変動適応センター設置について

1 設置根拠

- ・気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定による。

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（次項および次条第1項において「地域気候変動適応センター」という。）としての機能を担う体制を、単独又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターの役割について

気候変動適応法では、気候変動（気温の上昇や豪雨の増加等）が農林水産業、自然生態系、国民生活（災害や熱中症等）等に与える影響や、気候変動に適応したビジネスに関する情報など、様々な知見を集約する拠点として国立環境研究所を規定。

地域気候変動適応センターは、その地域の現状や課題を整理し、国立環境研究所に地域ニーズとして提供するとともに、連携して地域における気候変動影響の評価を進めることで、適応策の検討や普及啓発の実施にかかる科学的知見を集約する拠点とされている。

3 本県における設置について

（1）設置理由

地球温暖化による気候変動は、本県にも大きな影響を与えることが予想され、本県の地域特性を踏まえた気候変動影響の評価を行い適応策の検討につなげることが不可欠。本県では、気象災害や健康影響だけでなく、琵琶湖や農林水産業への影響についても県民の関心が高いと考えられ、地域気候変動適応センターを設置し、国立環境研究所と連携を図ることで、関係する試験研究の推進と適応策の推進につなげる必要があるため。

<設置のメリット>

- ・これまで県単独での取得が困難であったデータであっても、地域気候変動適応センターを通じて、地域ニーズとして提供することで、国立環境研究所から関連データを取得できる可能性がある（国からのデータの提供、共同研究等）。
- ・本県が、影響の評価、適応策の検討、普及啓発を実施する際に国の技術的支援（専門家の派遣、国委託事業への採択等）が得られる。

（2）名称

（仮称）滋賀県気候変動適応センター

(3) 設置場所

滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部に設置（事務局：温暖化対策課）

- ・気候変動の影響は、農業、水環境、自然災害、県民生活等の多岐に渡ると考えられ、気候変動適応法では、各分野の調査研究を推進して具体的な適応策に繋げることが求められている。
- ・本県には、気候変動影響を網羅的に調査研究する試験研究機関は無く、既に個別の試験研究機関が各分野の調査研究を進めており、各試験研究機関が国立環境研究所と連携し、円滑に科学的知見の取得を推進していくことが適応策の推進に繋がると考えられる。
- ・このことから、各試験研究機関がそれぞれ国立環境研究所と連携していけるよう、既存の部局横断的な本部組織「低炭素社会づくり・エネルギー推進本部」（以下「推進本部」という。）に（仮称）滋賀県気候変動適応センターの機能を位置づける。
- ・なお、温暖化対策課および琵琶湖環境科学研究センターは、各試験研究機関が国立環境研究所から円滑に情報を得られるよう支援を行う。

※ 本県における設置は、埼玉県およびさいたま市に次ぐ全国2番目になる見込みであり、環境省としても、部局横断的に地域気候変動適応センターを設置し、各分野の適応策を進めていこうとしている滋賀県の例は「モデルケース」と言うに相応しく、積極的にPRをさせていただきたいとのこと（環境省気候変動適応室）。

(4) 設置時期

- ・平成31年1月頃

4 スケジュール

- ・11月16日 県政経営幹事会議
- ・11月20日 県政経営会議
- ・1月21日～25日 環境・農水常任委員会（報告）
- ・1月下旬 （仮称）滋賀県気候変動適応センター設置
- ・2月4日 環境審議会温暖化対策部会（報告）

今後の気候変動適応策の推進（検討案）



背景・課題

- 気候変動の影響は、他分野において顕在化しつつあり、今後の県民生活、経済・社会、自然環境に大きな影響を与えることが懸念される。
- 適応策の推進のためには、各分野の課題を踏まえた影響評価に基づき、本県の特性を考慮した適応策の検討をしていくことが必要。
- 特に、現在は影響が見られない分野においても、今後影響が現れてくることは必至であり、各試験研究機関等が必要な科学的知見を円滑に取得していくための体制の構築が必要。

今後の推進体制（案）

各省庁

- ・文部科学省（SI-CAT研究）
- ・農林水産省（適応計画）
- ・国土交通省（適応計画）
- ・気象庁（気候変動予測）

適応情報の一元化

「低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部」に各試験研究機関が参加。
 ・これまで、気候変動影響の観点からのデータ取得が出来なかった事業や調査研究に対して法に基づく「地域気候変動適応センター」として情報の取得を支援。

環境省

国立環境研究所

- ・気候変動に関する科学的知見の収集、提供

気候変動適応情報プラットフォーム

- ・気候変動影響評価の公表（5年ごと）
- ・コンソーシアム事業等による研究支援
- ・広域協議会の設置
- ・適応計画の策定

<適応センター活用のメリット>

- ・国環研に気候変動に係る地域ニーズを提供することで、国が保有するデータの提供や共同研究による科学的知見の取得が可能となる。
- ・本県が気候変動影響評価、適応策検討、普及啓発等を進めるに当たって、国の技術的支援（専門家派遣・委託事業への採択）が得られる。

<今後の適応センター活用（予定）>

【2018年度】

- 気候変動に関する各分野の課題把握
- 将来予測・影響評価 調査実施計画の立案
- （仮称）滋賀県気候変動適応センター設置

【2019～20年度】

- ◎ 滋賀県における気象将来予測・気候変動影響評価、適応策の検討
- ◎ 検討会・県民シンポジウムの開催

【2021年度】

- 地域気候変動適応計画（法定計画）の策定（低炭素社会づくり推進計画の改定）

◎：国と共同で実施

滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部

- ◆ 目的：低炭素社会づくり（緩和策・適応策）に関する施策を統合的・有機的に推進。（部局横断的な本部組織として、計画策定・関連施策進行管理等を実施。）
- ◆ 本部長：知事 ◆ 副本部長：副知事 ◆ 構成員：本部長・幹事・調査員

（仮称）滋賀県気候変動適応センター【新設】

- ◆ 目的：気候変動影響に関する科学的知見の取得を支援し関連する研究と施策を推進
- ◆ センター長：琵琶湖環境部次長
- ◆ センター構成員（案）：各分野の知見取得を、温対課・琵琶湖センターが支援。
 【自然災害・防災・治水分野】防災危機管理局、流域政策局、砂防課、耕地課
 【農業・畜産分野】農政課、農業経営課、畜産課、農技センター、畜技センター
 【林業分野】森林政策課、森林保全課
 【水産分野】水産課、水産試験場
 【水環境・生態系分野】環境政策課、琵琶湖政策課、琵琶湖保全再生課、下水道課、自然環境保全課、琵琶湖センター、琵琶湖博物館
 【健康分野（熱中症・感染症）】健康寿命推進課、薬務感染症対策課、衛生科学センター
 【観光・産業分野（適応ビジネス）】モノづくり振興課、観光交流局、工業技術センター
 【県民生活分野】温暖化対策課、循環社会推進課（廃棄物）、生活衛生課（水道衛生）

連携

適応センターの活用から適応計画策定までのしくみを『モデルケース』として全国に発信！

科学的知見の提供

地域ニーズや課題の提供

科学的知見の提供

地域ニーズや課題の提供

温暖化防止活動推進センター
（県民・事業者への普及啓発）

県民・事業者
（取組の実施）

大学等の研究機関
（研究実施・適応センターとの連携）

他の自治体
（適応策の実施）

滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部 組織図【平成30年●月】

本部長 知事

副本部長 副知事

事務局:温暖化対策課
(エネルギー政策に関する事項については、エネルギー政策課)

本部長(本部員会議:本部長、副本部長および本部員で構成)

警察本部長	教育長	病院事業庁長	企業庁長	会計管理者	土木交通部長	農政水産部長	商工観光労働部長	健康医療福祉部長	琵琶湖環境部長	県民生活部長	総務部長	総合政策部長
-------	-----	--------	------	-------	--------	--------	----------	----------	---------	--------	------	--------

幹事(幹事会議:幹事、県民生活部次長および琵琶湖環境部次長で構成)

警察本部 会計課長	教育委員会事務局 教育総務課長	病院事業庁 経営管理課長	企業庁 経営課長	会計管理局 管理課長	土木交通部 監理課長	農政水産部 農政課長	商工観光労働部 商工政策課長	健康医療福祉部 健康福祉政策課長	琵琶湖環境部 環境政策課長	県民生活部 県民活動生活課長	総務部 人事課長	総合政策部 企画調整課長
-----------	-----------------	--------------	----------	------------	------------	------------	----------------	------------------	---------------	----------------	----------	--------------

その他、必要に応じ本部長が指名する者

滋賀県気候変動適応センター
委員(案)(会議:委員および琵琶湖環境部次長で構成)

琵琶湖環境部 環境政策課長、琵琶湖政策課長	琵琶湖保全再生課長	循環社会推進課長、下水道課長	自然環境保全課長	森林政策課長、森林保全課長	琵琶湖環境科学研究センター 副センター長	琵琶湖博物館 研究部長	健康寿命推進課長	業務感染症対策課長	生活衛生課長	衛生科学研究センター 所長	モノづくり振興課長	観光交流局 副局長	工業技術総合センター 所長	東北部工業技術センター 所長	農政課長、農業経営課長、畜産課長、水産課長、耕地課長、農業技術振興センター 所長	畜産技術振興センター 所長	水産試験場長	農政課長、農業経営課長、畜産課長、水産課長、耕地課長、農業技術振興センター 所長	畜産技術振興センター 所長	水産試験場長	土木交通部 砂防課長	流域政策局 副局長
-----------------------	-----------	----------------	----------	---------------	----------------------	-------------	----------	-----------	--------	---------------	-----------	-----------	---------------	----------------	--	---------------	--------	--	---------------	--------	------------	-----------

調査員(調査員会議:調査員、エネルギー政策課長および温暖化対策課長で構成。関係所属の調査員のみによる会議可能)

警察本部 ◎会計課	事務局 ◎教育総務課、◎高校教育課、◎幼小中教育課、◎生涯学習課	教育委員会 ◎教育総務課、◎高枝教育課	病院事業庁 ◎経営管理課	企業庁 ◎経営課	会計管理局 ◎管理課	土木交通部 ◎監理課、◎都市計画課、◎住宅課、◎建築課、◎流域政策局	農政水産部 ◎農政課、◎食のブランド推進課、◎耕地課、◎農村振興課、◎水産試験場、◎農業技術振興センター、◎畜産技術振興センター	商工観光労働部 ◎商工政策課、◎中小企業支援課、◎モノづくり振興課、◎労働雇用政策課、◎観光交流局、◎工業技術総合センター、◎東北部工業技術センター	健康医療福祉部 ◎健康福祉政策課、◎健康寿命推進課、◎業務感染症対策課、◎生活衛生課長、◎衛生科学センター	琵琶湖環境部 ◎環境政策課、◎琵琶湖政策課、◎琵琶湖保全再生課、◎循環社会推進課、◎下水道課、◎森林政策課、◎森林保全課、◎自然環境保全課、◎各環境事務所、◎琵琶湖環境科学研究センター、◎琵琶湖博物館	県民生活部 ◎県民活動生活課	総務部 ◎人事課、◎総務課、◎市町振興課	総合政策部 ◎企画調整課、◎防災危機管理課
-----------	----------------------------------	---------------------	--------------	----------	------------	------------------------------------	--	--	---	--	----------------	----------------------	-----------------------

◎ 幹事課
○ 必要に応じて本部長が指名するもの